

雲仙市フェイスブックに関する運用基準

平成24年7月18日

雲仙市訓令第15号

(目的)

第1条 フェイスブック（Facebook, Ink.の提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスのことをいう。以下同じ。）が持つ拡散性、即時性等を活かすことで、情報の伝播効果を期待し、市政等に関する様々な情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

第2条 雲仙市フェイスブックに関する運用基準（以下「運用基準」という。）は、雲仙市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（平成24年7月18日訓令第14号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、職員が職務の一環として、フェイスブックページを使って情報発信する際に適用する。

(フェイスブックページ類型、内容、担当者、事務内容等)

第3条 フェイスブックページ類型及び内容は、次の表のとおりとする。

類型（総称）	類型	内容
雲仙市公式フェイスブックページ	雲仙市総合公式フェイスブックページ	市の情報を総合的に発信するために市が設けるフェイスブックページのことをいう。原則、情報発信はこのページから行う。
	雲仙市所属・分野別公式フェイスブックページ	市の情報を所属又は分野別に発信するために、市の当該所属課等が設けるフェイスブックページのことをいう。発信量や性質を考慮して、別途作成する。

2 担当者の事務内容及び該当職員は、次の表のとおりとする。

担当者名（総称）	担当者名	事務内容	該当職員
フェイスブック担当者	フェイスブック総括担当者	雲仙市におけるフェイスブックに関する総括的な事務、雲仙市総合公式フェイスブックページの作成及び管理、雲仙市総合公式フェイスブックページからの情報発信並びに雲仙市所属・分野別公式フェイスブックページの管理	雲仙市広報主管課職員及び雲仙市ホームページの管理権限を有する職員

	フェイスブック総括担当補助者	フェイスブック総括担当者の補助又は事務の代理	フェイスブック総括担当者以外の職員及び雲仙市広報主管課職員で、雲仙市ホームページの管理権限を有する職員
	フェイスブック所属担当者	雲仙市総合公式フェイスブックページからの情報発信並びに雲仙市所属・分野別公式フェイスブックページの作成及び管理	各所属の職員のうち、フェイスブックを使って情報を発信しようとする職員

(管理人)

第4条 雲仙市公式フェイスブックページにおいては、フェイスブック担当者が管理人となる。この場合において、管理人になろうとするフェイスブック担当者は、あらかじめ個人アカウントを取得することにより、フェイスブックページの管理人となる資格を有しておかなければならない。

(個人アカウントによる情報発信の禁止)

第5条 職員が職務の一環として行う情報発信は、雲仙市公式フェイスブックページのアカウントから行うこととし、フェイスブック担当者の個人アカウントから行ってはならない。

(意思決定)

第6条 情報発信については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものは、各担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント又は競技会等の現況又は結果などについて情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(禁止事項)

第7条 雲仙市公式フェイスブックページとして、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) お気に入りのページとして、雲仙市公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページ等を登録すること。

(2) 雲仙市公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページ等への投稿又はコメントを行うこと。

(3) 雲仙市公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページ等の情

報をシェアすること。

(4) 「いいね！」ボタンを押すこと。

- 2 前項の場合において、広報主管課長若しくはフェイスブック所属担当者の所属長又は公的機関が、業務上関係が深いと認めるフェイスブックページ等については、例外とすることができる。
- 3 雲仙市公式フェイスブックページからの情報発信に対し、コメント機能を用いて行われた意見又は反応等については、コメント機能を用いた返信等は行わないものとする。ただし、第6条各号のいずれかに該当し、即時かつ正確に回答ができる場合は、フェイスブック担当者の判断で、コメント機能を用いて、全体に向けての情報を追加して発信することができる。

(雲仙市ホームページへの表示・掲載)

第8条 フェイスブック総括担当者は、雲仙市公式フェイスブックページを雲仙市ホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

- 2 フェイスブック総括担当者は、ガイドライン及び運用基準を雲仙市ホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

第9条 フェイスブック担当者は、なりすましページを発見した場合は、雲仙市ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

第10条 フェイスブック担当者は、法令、例規、フェイスブックに関する規約、ガイドライン及び運用基準を遵守しなければならない。

(違反利用に関する情報発信の中止等)

第11条 広報主管課長は、法令、例規、フェイスブックに関する規約、ガイドライン及び運用基準に照らし、重大な違反利用等が判明した場合、重大な違反利用等を行っている所属の情報発信の中止、削除又は禁止措置を行うことができる。

(雲仙市公式フェイスブックページ運用の停止又は削除)

第12条 市は雲仙市公式フェイスブックページについて、運用が困難と判断される場合には、速やかに同ページの運用を停止し、又は削除するものとする。

- 2 フェイスブック総括担当者は、前項に定める運用の停止又は削除を行った場合は、その旨を雲仙市ホームページに掲載する。

(運用における助言等)

第13条 運用においては、広報主管課は、情報を発信する所属に対し、運用における助言等を行うものとする。

(協議事項)

第14条 運用基準に定めていないものについては、広報主管課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。